【参考資料】

病床数適正化支援事業の概要

人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ（医療需要等の変化を踏まえた医療機関に対する支援）

事業目的

効率的な医療提供体制の確保を図るため、医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関は、診療体制の変更等による職員の雇用等の様々な課題に対して負担が生じるため、**経営状況が厳しい医療機関に対して入院医療を継続してもらうことを目的に**支援を行う。

事業概要

患者減少等により経営状況の急変に直面している医療機関への支援

（概要）　医療需要の急激な変化を受けて病床数の適正化を進める医療機関を対象とした経費相当分の給付金を支給する。

（交付額）　病院（一般病床・療養病床・精神病床）・有床診：4,104千円／床

支給対象

（支給対象）

・予算成立日（令和６年12月17日）以降、令和７年９月末までに病床数を削減
・令和７年９月末時点で、廃院をしていないこと

（算定除外）

・産科・小児科病床の削減
・同一開設者による病床融通
・事業譲渡による削減
・病床種別の変更によるもの（病床数の減を伴わないもの）
・特例病床により増床した病床の削減
・既存病床の算定から除外される病床の削減
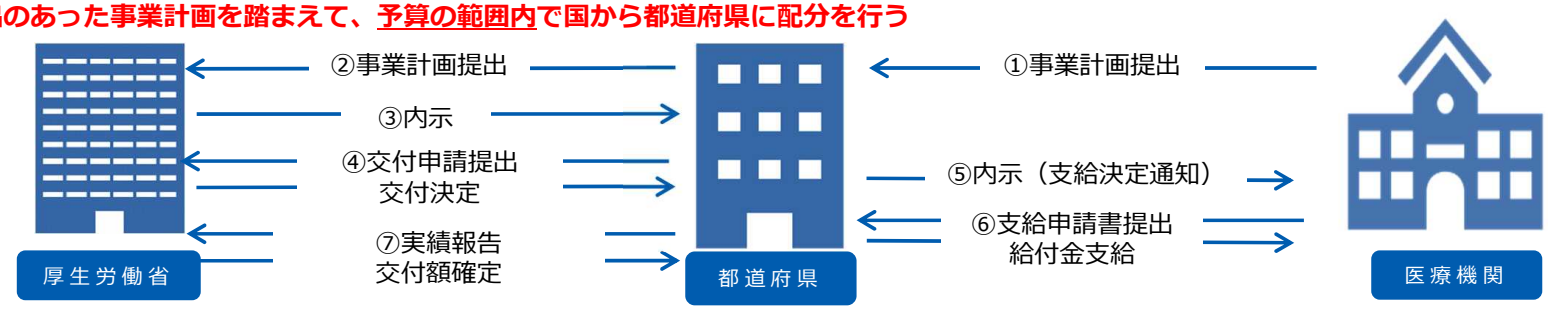
※提出のあった事業計画を踏まえて、予算の範囲内で国から都道府県に配分を行う